様式第4号(第5条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 私道内汚水管布設決定通知書  第　　　　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　様  出雲市上下水道事業管理者  　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました私道内における汚水管布設については、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。 | | | | | | | |
|  | 決定区分 | □布設します。　　　□布設できません。 | | | | |  |
| 私道の所在地 | 出雲市　　　　　町 | | | | |
| 私道の幅員及び延長 | 幅員 | メートル | 延長 | | メートル |
| 排水戸数及び使用戸数 | 排水戸数  ※1 | 戸 | 使用戸数  ※2 | | 戸 |
| 布設位置 | 別添図面のとおり | | | | |
| 工事期間 | 年　　　月　　　日から  年　　　月　　　日まで | | | 日間 | |
| 条件 | 1　汚水管布設後、当該汚水管を申請者の事情により変更する場合は、申請者がその工事に係る費用を負担してください。  2　工事完了後、新たに当該汚水管を利用したい旨申出があった場合は、その申出を拒まないでください。 | | | | |
| 布設できない理由 |  | | | | |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か  ら起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った  日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を  代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提  起することができます。  　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１  年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することは  できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があっ  た日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の  取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 | | | | | | | |

※1　ここに挙げる排水戸数は、公道と私道の角地を除いたものとする。

※2　※1に挙げる排水戸数のうち、下水道管渠工事完了後、速やかに排水設備工事を実施する予定の戸数とする。